

知っているだけでちがう！

# 5つのストーリーから考えよう!!



Story 1  
定期購入  
ネットショッピング

Story 2  
エステ契約

Story 3  
マルチ商法

Story 4  
タレント・  
モデル商法

Story 5  
賃貸アパート

# 心理チェック

あなたは本当に大丈夫？

テキストP1

手軽にできるアルバイトがしたい。

自分の将来について何となく不安だ。

褒められたりおだてられたりするのに弱いと思う。

新しいダイエット方法や美容方法はすぐに試してみたい。

□コミや他人の話をもとにすぐに信じてしまう。

仲の良い友達からの誘いは断りにくい。

領収書や説明書はあまり読まない。

# ネットショッピングの落とし穴 その低価格大丈夫？

## お試したと思ったら定期購入だった！

SNSで「1か月で10キロやせられる」というサプリメントの広告が来た！  
初回500円だったので試しに買ったら  
2回目が届き、9,800円の請求書が！  
合計4回の定期購入と分かった  
4回合計で**29,900円**！

全然効果ないのに  
中途解約できる？

これって返品  
できないの？



# ネットショッピングの解約

テキストP3

ネットショッピングはクーリング・オフができない！

- 返品・解約はサイトが決めた規約に従わなければならない
- 規約は契約内容 — 「規約に同意する」をチェックすると、  
サイトが決めた販売条件を承諾したことになる

スマートフォンは画面が  
小さくて見にくいけど  
しっかりチェック！

**規約に同意をチェックする前に再度内容を確認！**

\* 返品に関する規約が表示されていない場合は商品を受け取ってから8日以内で返品できる。  
送料は消費者負担

# ネットショッピング 画面はここを見よう！

○△□ OnlineShop

商品名：スラリサプリ  
通常価格：~~9,800~~  
価格：¥500（税込み）  
支払い方法：代引き  
                  コンビニ後払い  
                  クレジットカード  
                  .....



購入する

会社概要

利用ガイド

特定商取引法に関する法律に基づく表示

特定商取引に関する  
法律に基づく表示

事業者名  
所在地（住所）、電話番号  
代表者または責任者の氏名  
商品代金  
商品代金以外に必要な料金  
支払い方法  
商品の引渡し時期  
定期購入かどうか  
返品に関すること  
返品可／不可・条件・送料負担等

# スマホの画面で確認しよう

## ダイエット サプリメント

あなたも  
スリム美人に！

おとくコース  
通常価格9800円が

500円

今すぐ購入

4回購入-----

購入ボタンの下に  
条件が書いてある

## 入力フォーム

お名前 千葉 花子

フリガナ チバハナコ

住所 千葉県船橋市

高瀬〇△

メールアドレス abc1207@def.ne.jp

利用規約に同意して申し込む

申し込み内容を確認する

チェックすると規約に  
書かれたすべての内容  
に同意したことになる

## 確認画面

お名前 千葉花子

フリガナ チバハナコ

住所 船橋市高瀬〇△

メール abc1207@def.ne.jp

利用規約に同意して申し込む

とくとくコースは初回1袋を発送、その10日後に2回目として4か月分20袋を発送し、その後は4か月ごとに20袋を一括してお届けするコースです。  
初回は無料（送料300円のみ）、2回目以後20袋40,000円となります。  
通常価格は1袋4000円ですから大変お得です。  
初回と2回目の4か月分購入が条件です。  
解約は、2回目の料金をお支払い後、いつでも可能です。次回発送日の14日前までにお電話にて解約を申し出てください。

・・・返品について  
定期コースの場合、お客様都合の返品は一切受け付けません。

確認

ここが重要！  
4回購入が条件と書いて  
ある

# 定期購入トラブルは男性も注意！

除毛クリーム、ニキビ化粧水、育毛剤、筋肉増強サプリ、シャンプーなども最初は低価格の定期購入で販売されている。



安かったから買ったのに、  
定期購入だったとは！

# インターネット通販で トラブルに遭わないために

## チェックポイント

- サイトの会社名・所在地・連絡先の確認
- 最初の低価格は定期購入が条件になっていないか。
- 支払総額、契約期間、商品の引き渡し時期
- 返品・解約はできるか。
- 申込時の広告画面、購入画面のスクリーンショットをとる。
- 申込確認メールが来ているかを確認する。

ポチる前に注意！

電話がつながら  
なくてやめられ  
ない！

\*1回でやめられると広告や規約に書かれていても、電話がつながらず、解約の連絡ができないという相談も寄せられています。そのような場合は消費生活センターに相談しましょう。



# お金を払ったのに届かない！ 詐欺サイトにも気をつけよう！

- ❑ 価格が著しく安い、他のサイトでは在庫がないのにここだけある。
- ❑ 日本語が不自然
- ❑ サイト運営会社の会社名がない。  
住所・連絡先の電話番号の記載がない。あるいはでたらめである。
- ❑ 個人口座への銀行振込前払い
- ❑ 個人情報入力画面でSSLが導入されているかどうかを確認する。

(URLの先頭がhttpではなくhttpsとなっているか)

手に入らないスニーカーが安く  
出ていたので、銀行振り込みしたん  
だけど、届かない。



詐欺サイトでは  
お金をとられちゃうだけでなく、  
個人情報やパスワードを盗み取ら  
れて悪用されることもあるんだよ！

# こんな疑問も持とう！！

- 何故、こんなに安いのか？  
企業は利益を得なければならない  
極端な低価格には裏があるかも！
- それは飲んで大丈夫なの？  
なぜ飲むだけで痩せるの？  
成分をよく見て 慎重に！



## 出品

本物のブランドバッグを  
出品したのに偽物と  
言われ払ってくれない。

## 出品

洋服を出品し、発送  
したが相手から届か  
ないと言われた。

## 購入

スマホを安くするから私の口座に振り込んでと言われ、振り込んだが届かない。

## 購入

人気のゲーム機を  
申し込んだら高額  
だから先に評価して  
と言われ、評価したら商品が届かない。

## 購入

新品同様と書かれていたワンピースを買ったのに、ボロボロだった。

# フリマアプリでの取引は自己責任

- フリマアプリは個人間の取引

リスクを伴う取引だと認識したうえで慎重に  
トラブルは原則的に当事者間での解決になる。



- フリマアプリの注意点

利用規約で禁止されている行為は絶対にしない

- 現金・盗品・医薬品・金券・偽ブランド品、海賊版ソフトなどは出品禁止（偽ブランド品の販売は法律で禁止！）
- 違反行為があると過去の実績にかかわらずアカウントが停止されることも！

~~代金は私の銀行  
口座に振り込んで~~

~~安くするから先に  
評価して~~

## 100円エステのはずが、 いつのまにか100万円契約に

SNSで100円脱毛の広告を見て、エステに行った。「月々1万円なら払えるでしょう」と言われ、結局30万円の全身脱毛のコースを勧められ契約した。その後も行くたびに次々とコースを勧められ断り切れずに気が付いたら100万円になっていた。こんなに払えない。



3か月後

エステ  
だけで毎月  
5万円



100万円!  
こんなに  
払えない!

# エステ契約の解除

- 期間が1か月を超え、契約金額が5万円を超える場合はクーリング・オフが可能！
- 一部の美容医療も1か月を超え、5万円を超えればクーリング・オフが可能
- 期間はクーリング・オフについて記載された書面を受け取ってから8日間
- クーリング・オフ期間が過ぎても将来に向かって中途解約が可能
- エステに必要と言われて購入した化粧品、美顔器なども関連商品としてクーリング・オフ、中途解約の対象になる。

# 高額なエステ契約に注意！ 「お金がない」では断れない！

30万円？  
そんなお金ないです  
払えません！

フェイシャル  
エステ  
も追加で



当社の**エステローン**も  
ありますよ

クレジットカードの**リボ払い**  
なら楽に払えるし

大丈夫よ  
心配いらない！  
**1か月1万円**なら払えるでしょう！  
とりあえずここに名前書いて

断る時にはきっぱりと！

**契約しま  
せん！**

# 高額なエステ契約の裏側に クレジット契約

## クレジット＝信用

- クレジットカードでの支払いは借金と同じ
- 安易なクレジットでの支払いは消費者被害を高額化する。
- 支払いが滞ると信用情報にキズがつき将来に影響する。

エステの  
3年後にやっと  
支払い  
終わった...

30万円の脱毛  
エステ半年  
コース  
月1万円リボ  
払いで契約！

半年後  
エステ終了

支払い総額  
約40万円

3年5か月後  
支払い終了



# エステ契約で トラブルにならないために

エステ契約の前にこんな点をチェックしよう！

- 契約金額が初めの予定より高くなってない？
- 長期の分割払いでも契約したいか。
- 契約書にクーリング・オフや中途解約の記載があるか。
- 予約はとりやすそうか。

広告をうのみにせず、自分でも情報を収集して、  
トラブルを防止しよう！ 契約は慎重に

# 男性もメンズエステ契約の トラブルにご注意

テキストP5



ひげ・手足の脱毛や美肌エステでも  
契約トラブル発生！

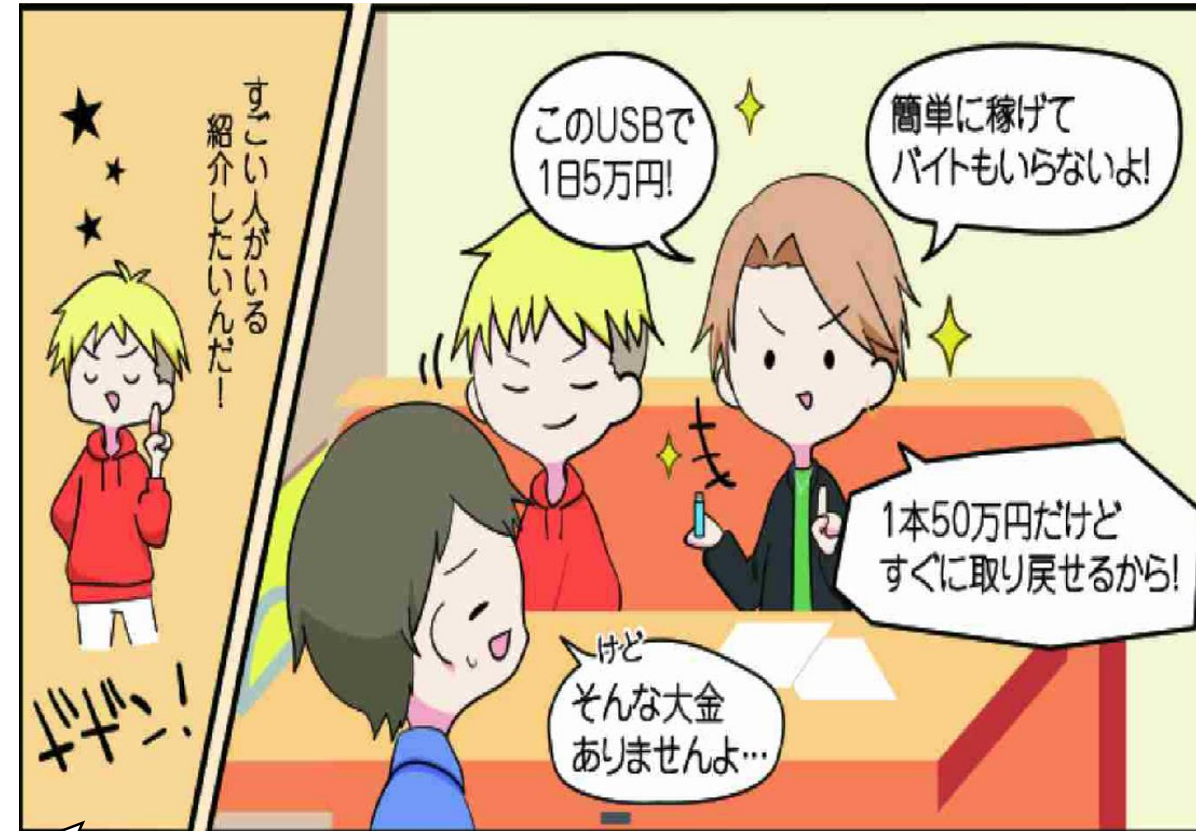
Story2+α  
施術トラブル

脱毛エステでは施術による  
火傷や発疹などの報告も！

- エステでの脱毛と医療機関での脱毛の違いを理解しよう。
- エステ店ではレーザー脱毛など医療行為に該当しない施術はできない
- 痛みややけどなどのトラブルが生じる可能性があることを理解して、自分に合った施術を選ぼう。

## 簡単に儲かるといわれて 高額契約を！

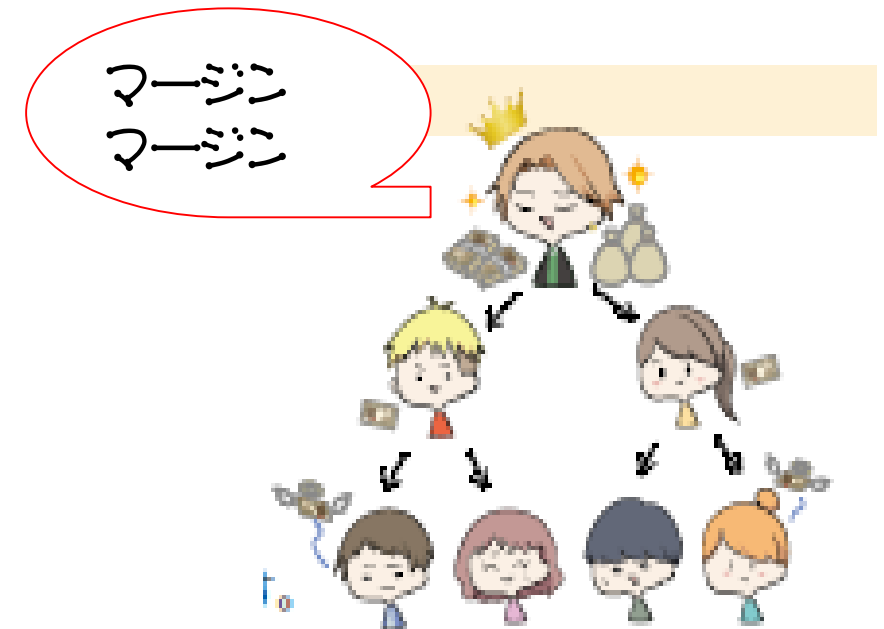
サークルの先輩に紹介されて、「すごい人」に会った。誰でも投資で簡単に儲かるといわれ、投資のノウハウが入ったUSB50万円を勧められた。お金がないと断ったが、人を紹介すれば10万円が入るし、借金をすればいいと言われたが・・・



借金してでも買うべきだよ。  
すぐに元が取れるから！

# 「人を紹介すれば儲かる」って マルチ商法ってなに？

- 商品やサービスを販売するのと同様に新たな会員を勧誘し、その会員がさらに会員を入会させて販売網を拡大していく取引方法を**マルチ商法**という。
- 特定商取引法では連鎖販売取引として、販売方法や広告、書面交付義務、クーリング・オフ、中途解約など規制されている。



# マルチ商法の契約をしてしまったら

- クーリング・オフが可能
- クーリング・オフ期間はクーリング・オフについて記載された契約書面を受け取った日または商品を受け取った日のどちらか遅い日から**20日間**
- クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも条件を満たせば中途解約ができる。



# マルチ商法にはこんなトラブルが

- 簡単に儲かる話はない
- 人を誘うのは大変

友人を誘うことで自分が加害者になる。  
友達を失くす人間関係が崩壊する。

- 借金をもちかけられて契約させられることが多い。  
借金だけが残りその後の生活に深く影響を受ける。
- 勧誘者に強い影響を受けて、大学を辞めるなど  
人生を大きくかえてしまうことがある。



# 情報商材ってなに？ その広告信じていいの？

簡単に儲かると思ったのに・・・

## 【事例】

SNSに流れてきた「あなたも月収100万！」と書かれた広告をタップするとカリスマ投資家が動画で体験談や苦労話を交えながら必ずもうかると繰り返し言っていた。稼ぎ方のノウハウの情報商材が特別価格30万円だったのでクレジットカードの分割払いで買った。でも全然もうからない。



ポチッと



# 情報商材の主な形態と内容

- 情報商材とは：お金儲けのための情報でインターネットなどで販売されるもの
- 「絶対もうかる」「初心者でも簡単にもうかる」などと誇大な表現で広告・販売

形態

USB



DVD



PDF  
ファイル

アプリ



ネット動画

ID  
パスワード



内容の例

暗号資産  
(仮想通貨)

転売  
ビジネス

バイナリー  
オプション

アービ  
トラージ

オンライン  
カジノ

アフィリ  
エイト

FX

絶対  
もうかります!

ビジネス教室





# 簡単に稼げる・絶対に儲かるという話はない！

---

- リスクがない投資はない！
- 情報商材は購入前に内容の確認ができない。
- 少しでも怪しいと思ったら、サイトや業者に連絡しない！
- 広告をうのみにせず、客観的に判断する。

~~必ず儲かる~~

**おいしい話を  
簡単に信じちゃだめ！**

~~簡単に儲かる~~

# 情報商材を契約してしまったら

- ネットで広告をみて、そのまま契約した場合には通信販売になるためクーリング・オフの適用はない。解約条件・返品規約を確認。
- 販売目的を言わず呼び出されて契約した場合にはアポイントメントセールスに該当し、クーリング・オフが可能。
- 自分が契約し人を紹介すればマージンが入るといわれて契約した場合にはマルチ商法にクーリング・オフが可能（20日間）。

いずれの場合でもできるだけ早く消費生活センターに相談しよう！！

# 儲け話の勧誘

こんな場合はいったん踏みとどまって

テキストP7

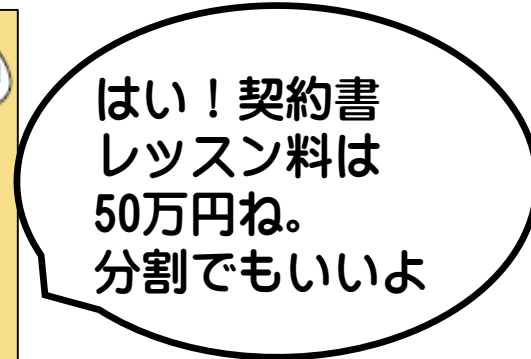
- 誘われたけれどあまり気が進まない。
- 簡単に儲かるといわれた（書かれている）。
- 儲かる仕組みがよくわからない。
- お金がないと言ったら借金を勧められた。
- 友だちに紹介すれば高い紹介料をもらえると言われた。

# タレント・モデルの 契約トラブルにご注意！

## オーディションに合格したら高額な 契約に

モデル事務所でモデルのオーディションを見つけて応募したら、書類審査に合格したと電話が来た。面接に行き、面接にも合格！でも50万円ものレッスン契約が必要と言われ、契約してしまった。  
お金がかかると思っていなかった。

事務所に行くと・・・



# 呼び出されて契約！

テキストP9

アポイントメントセールスはクーリング・オフが可能

## アポイントメントセールスとは

メール・電話・SNSなどで「あなただけ特別に」と言われたり、販売目的を告げられずに呼び出されて契約させる手口

## クーリング・オフが可能

期間はクーリング・オフについて書かれている。  
契約書面を受け取ってから8日間

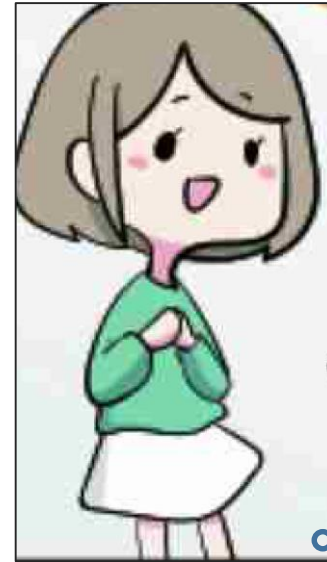


# モデルタレント商法では こんな手口にも注意！

## キャッチセールス

【街角で声をかけて店や事務所に連れて行き契約させる手口】

街を歩いていたらモデルにならない？と声をかけられて事務所に行って話を聞いた。その後、「レッスンが必要」と言われ30万円のレッスン契約をさせられた。



きみかわいいね！  
千年に一人の逸材だ！

うれしい！  
スカウトされた

キャッチセールスも  
8日間クーリング・オフが可能！

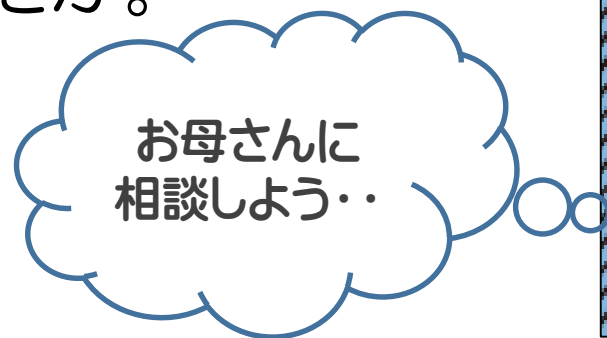
# タレントモデル商法

## こんな点に注意

テキストP9

急かされてもその場で契約しない

- どの段階でどのぐらいの費用がかかるか
- 契約書にクーリング・オフの記載があるかを見る。
- 契約書の内容を確認する。
- 仕事紹介の実績はあるか。
- 家族などに相談はしたか。



**契約時や退去時のトラブルが多くあります。**  
アパートを退去したら原状回復費用として  
20万円を請求された。

- 賃貸アパートの消費者相談は20歳代の男女ともに上位
- 退去時に敷金が返金されず、高額修理代を請求されたという原状回復に関する相談が多い。  
\*原状回復：賃貸物件を退去の際に借主の不注意でつけた汚れや傷を復旧すること





# 賃貸アパートでトラブルにならないために 入居時から退去時まで

## ● 契約の前に！

ネットで物件を探した場合でも必ず**現地で自分の目で確認する**。  
契約は一度成立すると一方的に解約はできない。契約は慎重に！

## ● 契約時

- できるだけ色々な物件を見て、比較検討してから決める。
- 急かされたり、その場の雰囲気流されないように注意する。
- 契約の前に交付される**重要事項説明書**で契約条件や設備をよく確認する。  
退去時の原状回復費用や修理代についても重要事項説明書に書かれている。

## ● 契約書はここをチェック

- 契約期間と契約更新
- 家賃と管理費（金額・支払い方法・滞納した場合の決まり）
- 敷金（金額と退去時の返金）と礼金
- 退去時の原状回復
- 禁止事項
- 入居中の設備等の修繕負担
- 解約（退去の場合の申し出や申し出方法）



- \* 敷金 不注意等による損傷や家賃滞納の担保のために貸主に預けておくもの。退去時に清算する。
- \* 礼金 貸主に払う謝礼金で返金はされない。

## ● 入居時の注意事項

- 家主や不動産業者と一緒に現状を確認し、気になるところは写真やメモに残し管理会社や家主に伝えておく。
- 借主には、賃貸住宅を適切に管理、使用しなければならないという善管注意義務がある。大家さんから借りている立場として注意しながら使う。

## ● 退去時のチェックポイント

- きれいに室内を掃除する。
- 退去時には貸主、管理会社、不動産会社などと一緒に立ち合い確認をする。

# 契約は消費生活のキホン

テキストP12

次のうちどれが契約でしょう？

コンビニで  
お弁当を買う



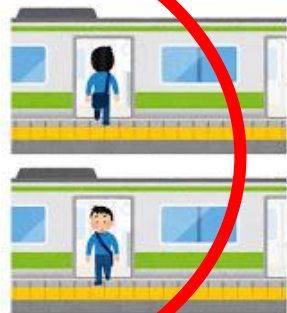
ネットで  
洋服を買う



スーパーで  
野菜を買う



電車に乗る



オンライン  
ゲームをする



友達と映画を  
見る約束をする



# 契約を知ろう

契約は法的な責任が伴う約束

- 契約は申し込みと承諾の意思の合致で成立。契約は口頭で成立する



- 契約書は契約内容の確認のため
- いったん成立すると、お互いに契約内容を守る義務がある。

# 契約の成立はいつ？

洋服店で



①客 : これください。

②店員 : 承知しました。1500円いただきます。

③客 : 1,500円払う。

④店員 : 1,500円受け取る。

# 契約の拘束力

契約が成立すると

- お互いに**契約を守る義務**が生じる
- 契約をやめるには相手の**合意**が必要
- 契約を自分の都合で一方的にやめることはできない

お金がないから

イメージと違う

デザインが気に入らないから

これらは自分の都合

## 契約をやめることができる場合

- 1 クーリング・オフ
- 2 未成年者契約の取消
- 3 消費者契約法による取消



# 契約をやめる

## 1 クーリング・オフ制度

- 契約は守らなければならないという原則の例外
- 消費者側から無条件で契約の解除ができる制度

\*すべての取引にこの制度があるわけではない。

頭を  
冷やす!

3,000円以内の現金取引、自動車などは適用除外  
店舗販売・インターネット通販を含む通信販売には適用がない!

# クーリング・オフをすると

契約は解除となり

- 代金の支払い義務はなくなる。
- 商品を返して、支払い済みの代金は返金される。
- 商品を使用しても大丈夫（ただし指定された消耗品は不可）。

\* 商品を返送する場合の送料は**事業者の負担**

# クーリング・オフができる取引と期間

テキストP12

- 訪問販売・電話勧誘販売  
（キャッチセールス、アポイントメントセールスも） 8日間
- 特定継続的役務  
（エステ、一部の美容医療、語学教室、学習塾、  
家庭教師、PC教室、結婚相手紹介サービス） 8日間
- 連鎖販売取引（マルチ商法） 20日間
- 業務提供誘引販売 20日間
- 訪問購入 8日間

# 若者に多い消費者契約で クーリング・オフが可能な取引

呼び出されて契約！  
アポイントメントセールス

呼び止められて契約！  
キャッチセールス

期間が1か月を超え  
5万円を超える  
エステティック契約  
一部の美容医療

人を紹介すれば儲かると  
言われて契約！  
マルチ商法

# クーリング・オフの期限

- クーリング・オフについて記載された書類を受け取った日を1日目として数える。
- クーリング・オフは発信主義期限内に発信すればよい。

- ① 1日に訪問販売で浄水器を契約
- ② 1日にマルチ商法で健康食品を契約

- ① 12月8日までに出す
- ② 12月20日までに出す



# クーリング・オフ通知の書き方 必ずはがきなどの書面で！

テキストP12

郵便はがき

販売店の住所  
会社名  
代表者 様

代表者宛に

契約解除通知書

次の契約を解除します。

契約日 20●●年 ×月×日

商品名 ○○○

契約金額 △△△円

販売店名 ×××× △△店

支払った代金●●●●円を返金し、  
商品を引き取ってください。

20●●年 ×月×日

住所

氏名

- クレジットで購入の場合はクレジット会社にも通知する。
- ハガキの両面コピーを取る
- 特定記録郵便・簡易書留など発信の記録が残る方法で送る。

支払い済みの  
代金がある場合

返品費用は販売  
会社の負担

# 契約をやめる

## 2 未成年者契約の取消

テキストP13

未成年者の特権！  
大人になったら使えない

- 未成年者の契約には、原則として親や親権者の同意が必要
- 同意のないこづかいの範囲を超えた契約は取消が可能
- 本人からでも親権者からでも取消が可能

### 未成年者取消ができない場合

- ✓ 成人しているとうそをついた契約
- ✓ お小遣いの範囲の契約
- ✓ 親が目的を定めて許した契約

**2022年4月1日より成年年齢が  
18歳に引き下げられた！**

# 契約をやめる

## 3 消費者契約法等による取消

事故車では  
ありません



不実告知

マンションが  
建つけど  
言わないでおう



不利益事実の  
不告知

絶対  
もうかります!



断定的判断  
の提供

帰って!

帰りたい!



不退去・退去妨害

こんなに  
いらない



過量契約

お金を  
払ったのに  
届かない



債務不履行

このままじゃ就職  
できない

就職  
セミナー



就職

社会経験不足の若者等の  
不安をあおる

契約しないと  
付き合えない



デート商法



# 契約の前に・・・もう一回考えよう！

本当に必要な  
もの？

誘った人は  
信じられる？

雰囲気  
に流されて  
ない？

説明は  
理解できた？

疑問に  
思うところ  
はない？

強制されて  
いない？

# 消費者が主役！ 消費者市民社会を目指そう！

## 消費者市民社会とは

消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会  
ひとりひとりの消費者が自分のことだけでなく、周りの人々や将来  
生まれる人々、内外の社会経済、情勢、地球環境にまで思いをはせて  
生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味する。  
(消費者教育推進法の基本理念)

## ● エシカル消費 消費者市民社会を作る消費行動

エシカル = 倫理的

より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動

消費者の行動によって世界は変えられる。= 買い物で世界は変わる！

# SDGsとは？

持続可能な開発目標

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 2015年9月国連で採択
- 「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す17の国際目標

さあ！消費者市民社会へ  
みんなで一歩ふみだそう！

明日からできることを  
あなたも考えてみましょう！

# こんなことから消費者市民！ 例えば身近なことからやってみよう

エコマーク  
などの環境  
マークが  
ついた商品  
を買う

フェア  
トレード  
商品を選ぶ

地産地消

食べ物を  
残さない

節電・節水  
をする

安すぎる  
値段は理由  
を考える

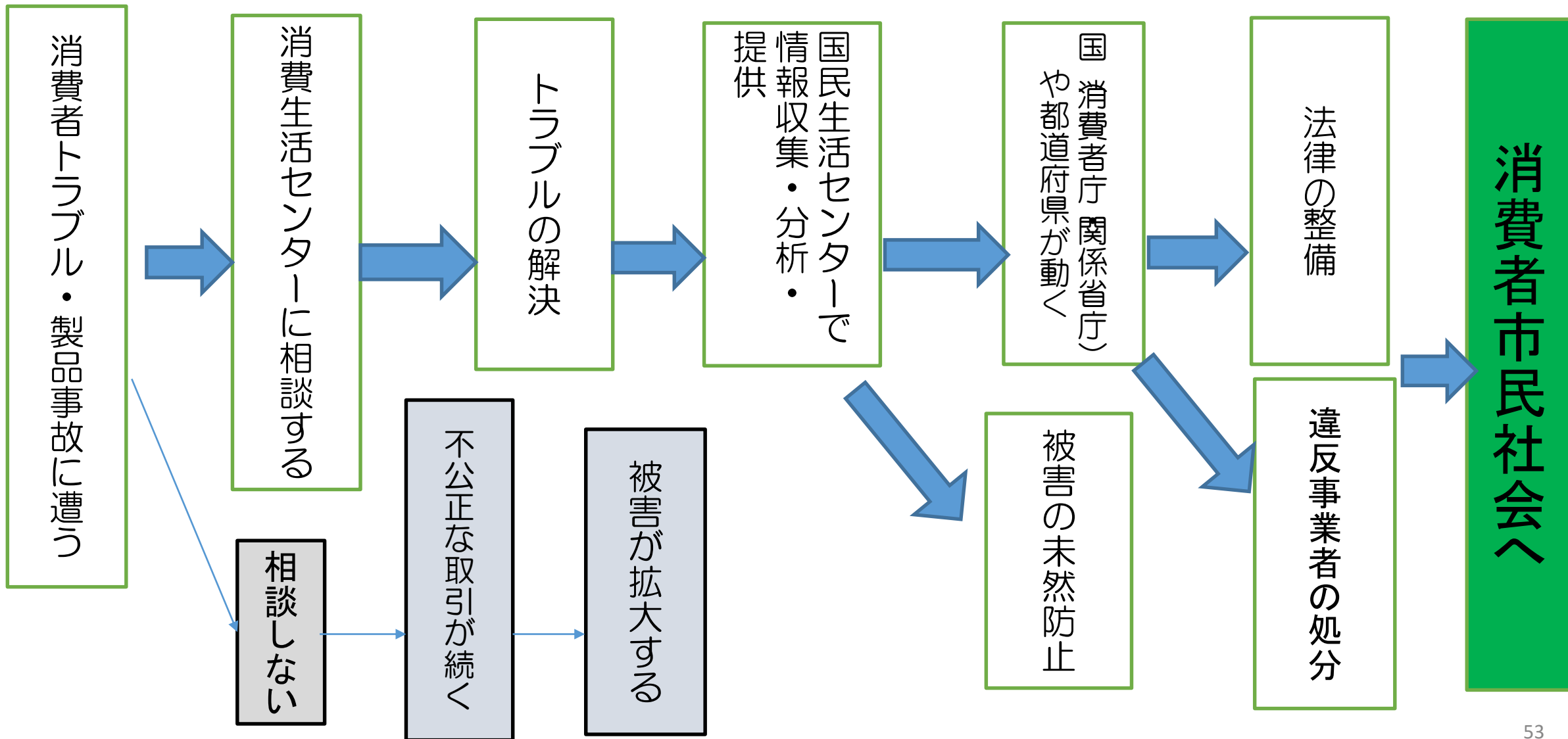
ごみを  
減らす

買い物には  
エコバック  
を持参する

悪質業者と  
契約しない

消費者  
トラブルに  
遭ったら  
消費生活  
センターに  
相談する

# 消費生活センターへ相談すると



# 消費生活センターとは

- 消費生活センターは、地方公共団体が法律に基づいて設置する消費者のための相談機関  
(消費者基本法・消費者安全法)
- 消費生活センターでは、商品やサービスの契約と製品事故の相談をうけている。
- 相談窓口では、消費生活相談員が相談に対して  
　　<助言> 消費者自身が解決できるように相談員が助言  
　　<あっせん> 消費者と事業者の間に入ってトラブルの解決を目指す

<情報提供>

などを行う

- 相談は無料で、秘密は守られる。
- 消費生活相談員が出向いて啓発講座を行う。
- 消費者啓発資料の作成



千葉県消費生活センター

千葉県の2020年度相談	54,530件
20歳未満からの相談	1,355件
20歳代からの相談	4,425件

## おかしいなと思ったら、ひとりで悩まず、まず相談

- ・ 千葉県消費者センター 047-434-0999  
月～金曜日 9:00～16:30 土曜日 9:00～16:00  
(祝日、年末年始を除く)
- ・ 消費者ホットライン 188「イヤヤ 泣き寝入り」  
(最寄りの消費生活センターにつながります)



千葉県マスコットキャラクター  
「チーバくん」

